

研究所 月報 2026.4

令和8年度

雇用保険料率の引下げ

雇用保険率は、雇用保険の財政状況により毎会計年度、見直しが行われています。法令では原則の雇用保険料率を定めつつ、弾力条項により毎年度の雇用保険料率を変更していますが、令和8年度の雇用保険料率については、図表のように令和7年度より引き下げとなることが公表されました。

給与計算や年度更新の際に誤りのないように気をつけましょう。

<令和8年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担	雇用保険二事業の保険料率		①+② 雇用保険料率
			失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5/1,000に変更されます。(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6/1,000に変更)

雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です。(建設の事業は4.5/1,000)。



4月からの健康保険被扶養者の認定基準の変更（Q&A追加）

2026年4月1日から健康保険の被扶養者について、給与収入のみである家族の認定基準が変更になります。

年間収入は、現在、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入の見込みにより判定していますが、認定日が2026年4月1日以降となる場合には、労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入（他の収入が見込まれない場合）より判定されることとなります。しかし、その実務は不透明な点がありました。

これに関連し、2026年3月9日に厚生労働省保険局保険課と厚生労働省年金局事業管理課から「労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いに係るQ&A（第2版）について」という事務連絡が全国健康保険協会等に発出されました。

これはすでに公開されていたQ&Aに新たな項目が追加され、また、すでにあるQ&Aに補足がされたものですが、例えば、以下のような給与収入が判然としない労働条件通知書等の場合の対応が明記されました。

Q2-2 労働契約内容により年間収入が判定できない場合（例えば、「シフト制による」といった労働時間の記載が不明確な場合、契約期間が1年に満たない場合等）にはどのように年間収入を判定すべきか。

A2-2 労働契約内容による年間収入の判定ができないため、従来どおり給与明細書、課税（非課税）証明書等により年間収入を判定することとなります。

ひらたコラム

天気・気温・体調良好と三拍子そろったので、さっそく「広島南アルプス縦走」チャレンジしてきました。広島市安佐南区のJR大町駅をスタートし、西区のJR新井口駅まで約13の山を登頂する、総歩行距離18km、総獲得標高1,500mの道のりです。山頂と山頂の間は尾根を歩くのですが、当然ながら平らな場所は少なく、常に登るか降るかの繰り返し。左右には町が見えるのですが、辞め時もわからず、最後は「クライマーズハイってこのこと？」と感じられる謎の精神状態に入り、何とか明るいうちには下山できました。駅から駅まで9時間56分。足が棒を通り越してもはや負傷。でも何が一番怖かったかって、これを「走って往復する人」と何人もすれ違ったってこと…。世の中、上には上がすぎじゃない？



発行／2026年3月31日 第168号
平研究所 代表・社会保険労務士 平田 さやか
733-0842 広島県広島市西区井口1-16-33-104
TEL 082-530-2344 / FAX 082-553-0544
Mail info@tairaken95.com
URL http://tairaken95.com

